平成２２年（フ）第４０９号
沖縄県豊見城市字高嶺321番地３
債務者　大城　繁子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２３号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１小禄市営住宅４―805
債務者　米吉健太郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２７３号
仙台市若林区大和町３丁目14番12号　カウント１―101
債務者　高橋　克行
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４３号
仙台市太白区東大野田12番37号　ロイヤルクレスト４番館201
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８３号
仙台市太白区西中田７丁目12番19号
債務者　久保　政美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6936番地の５
債務者　磯部　千絵
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
茨城県常陸大宮市石沢1774番地の２　サンビレッジ大宮Ａ棟202号室
債務者　高安　健二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
茨城県那珂市向山1279番地17
債務者　折原　清之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
茨城県水戸市内原町1202番地　ビバ内原102号
債務者　福原美恵子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６５０号
茨城県水戸市河和田町3335―１　介護老人保健施設くるみ館、住民票上の住所茨城県水戸市圷大野1402番地
債務者　田村　克巳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
茨城県北茨城市華川町中妻431番地　市営中妻団地１棟６号
債務者　小野　政治
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５２６号
金沢市寺町２丁目12番20号　キャッスルＦ・103号、従前の住所金沢市石引１丁目４番４号、従前々の住所富山市堀川町375番地３
債務者　田村　　馨
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９９７号
京都市南区唐橋花園町１番地
債務者　川上唐士央こと　川上　年男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１１号
京都市右京区西院西三蔵町３番地１
債務者　太田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７６号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１９棟401号
債務者　阿部　一廣
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９９号
京都市上京区仁和寺街道七本松西入二番町190番地
債務者　西谷　重則
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１８号
京都市山科区西野楳本町55番地76
債務者　スナックまだんこと青柳克子こと　関　克子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係